



山形県公報

令和元年5月24日(金)

号 外 (1)

目 次

条 例

- 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例……………(議 会) … 1

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (議会)
常任委員会の委員の定数について、厚生環境委員会にあつては、7人とする事とした。

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第1号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例(昭和50年3月県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「委員8人」を「委員7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年5月24日印刷 発行所 山形県庁
令和元年5月24日発行 発行人 山形県